

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（防衛省地方協力局防音対策課）

項 目 名	航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等に移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定している。</p> <p>また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>（関係条文）</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（▲94,200	百万円）
	（改正増減収額）	（—	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>移転措置事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置である。経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、航空機騒音障害区域外への移転等を容易にするため、本特例措置により経済的負担の軽減を図っていく必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第154号。31.3.29）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標： ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化 政策分野：我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素 施 策：地域コミュニティとの連携
		政策の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間延長 (法人税については、令和2年4月1日～令和5年3月31日) (所得税については、令和3年1月1日～令和5年12月31日)
		同上の期間中の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末時点で移転の希望がある事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する。
	有 効 性	政策目標の達成状況	航空機騒音障害区域内の約20,000戸、10,300haに対し、平成30年度までに約8,500戸、4,600haの移転の補償等を実施した。このうち、前回要望時の平成28年度から平成30年度までの間に約200戸、90haの移転の補償等を実施しており、そのなかで、事業用資産25戸、33.2haの移転の補償等を実施した。
		要望の措置の適用見込み	・適用事業者(見込み件数) 令和2年度 97件(うち法人：3件) 令和3年度 48件(うち法人：3件) 令和4年度 56件(うち法人：9件) ※算出根拠等は別紙の(1)のとおり。 ・適用事業者の範囲 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、事業用資産の所有者の移転に伴う経済的負担を軽減するためのものである。 移転措置事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害

		<p>が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点から是正する措置であり、本特例措置が延長されれば、引き続き移転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(予算上の措置等の要求内容) 建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(令和元年度予算額) 一般会計 45億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>航空機騒音障害区域内に所在する事業用資産を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える等の場合、資産の譲渡による収入金額(上記予算をもって国が行う移転の補償等の金額)の全額に課税されれば、移転補償金等による移転促進効果が減殺されることから、買換資産の取得を容易にするために本特例措置により譲渡所得に係る所得税又は法人税の一時的な負担を軽減する必要がある。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>航空機騒音障害区域内に所在する建物等の所有者においては航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいために移転を余儀なくされている。</p> <p>本特例措置は、事業用資産の所有者の移転に伴う経済的負担を軽減するものであり、航空機騒音障害区域内からの移転の促進を図るという政策目標を達成する手段としての的確である。</p> <p>したがって、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。また、防衛施設の安定的な運用の確保を図る観点からも、騒音が継続する限り、移転の補償等の要望に応じていく必要がある。</p> <p>以上のことから、本特例措置を継続することは、移転の補償等を促進するという目標達成が実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与する上で、必要不可欠である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に關連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>・ 過去3か年の適用実績</p> <p>平成28年度 適用事業者15件(16件) うち法人: 1件(3件) 減収額 24百万円、適用額 151百万円 (減収額214百万円、適用額1,218百万円)</p> <p>平成29年度 適用事業者34件(39件) うち法人: 2件(8件)</p>

		<p>減収額 1 9 7 百万円、適用額 1, 0 2 3 百万円 (減収額 2 3 2 百万円、適用額 1, 4 5 3 百万円) 平成 3 0 年度 適用事業者 6 8 件 (3 9 件) うち法人: 6 件 (8 件) 減収額 1 9 6 百万円、適用額 1, 1 4 5 百万円 (減収額 2 3 1 百万円、適用額 1, 4 5 3 百万円)</p> <p>※算出根拠等は別紙の (2) のとおり。</p> <p>・適用事業者の範囲 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人 平成 2 8 年度の減収額等については、前回要望時に見込んだものと乖離しているが、これは移転希望者が都合により翌年度に移転を実施したためである。</p> <p>本特例措置が適用されるものは、移転の補償等を行う事業用資産の買換えを行う法人等に限定されることから適用件数が僅少となっている。</p> <p>事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産を買い換えることができず、移転を断念することにも繋がる。</p> <p>また、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事案の移転促進のために本特例措置は必要である。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号) 第 6 5 条の 7、第 6 5 条の 8、第 6 5 条の 9、第 6 8 条の 7 8、第 6 8 条の 7 9、第 6 8 条の 8 0 の各条項 (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え 適用件数: 2 件 適用額: 5 2 3 百万円
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>航空機騒音障害区域内の約 2 0, 0 0 0 戸、1 0, 3 0 0 ha に対し、平成 3 0 年度までに約 8, 5 0 0 戸、4, 6 0 0 ha の移転の補償等を実施した。このうち、前回要望時の平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までの間に約 2 0 0 戸、9 0 ha の移転の補償等を実施しており、そのなかで事業用資産 2 5 戸、3 3. 2 ha の移転の補償等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。</p> <p>本特例措置の効果を検証するため、平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までに移転を実施した事業用資産所有者 1 1 9 名に対し本特例措置等の適用実態のアンケート調査等を実施した。</p> <p>アンケート調査等の結果 9 4 名から回答を得た。このうち本特例措置を適用したと回答したのは 1 2 名であり、そのうち「本特例措置があるから移転を希望した」等と回答したのが 9 名いたことから、本特例措置の効果があったことが確認できた。</p> <p>また、租税特別措置等に係る政策の事前評価書においても本特例措置についての有効性を確認している。</p>
	前回要望時の達成目標	航空機騒音障害区域内移転の補償等を促進する。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の平成28年度から平成30年度までの間に約200戸、90haの移転の補償等を実施しており、そのなかで事業用資産25戸、33.2haの移転の補償等を実施した。</p> <p>本特例措置の適用状況をアンケート調査等により確認したところ、そのうち3戸、8.7haが本特例措置を適用したことを確認できたことから、本特例措置により移転の促進が図られ、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところであり、目標は達成された。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和49年度創設 昭和55年度延長(5年間) 平成2年度延長(1年間) 平成8年度延長(5年間) 平成18年度延長(5年間) 平成26年度延長(3年間) 平成29年度延長(3年間)</p> <p>昭和50年度延長(5年間) 昭和60年度延長(5年間) 平成3年度延長(5年間) 平成13年度延長(5年間) 平成23年度延長(3年間)</p> <p>(環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。土地等にあつては、平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。)</p>